

通級指導教室利用までの流れ

①子どもの気になる点に気づいた

②担任（または校内コーディネーター）に
相 談

③校内委員会において通級の必要性に
ついて検討

④通級担当者による教育相談

⑤通級願の作成・提出

⑥教育委員会による通級実施の承認

⑦通級開始の連絡・開始

用語解説

校内コーディネーター（※１）

校内で特別支援教育に関する業務を中心的に行う教員です。各校に必ず一人以上配置されています。

個別の教育支援計画（※２）

一人ひとりの障害のある子どもが自分らしく生きていく力をつけるために、どんな支援をしていくかを計画するものです。学校が中心となって、医療や福祉とも連携し、保護者や本人と話し合いながら作成します。作成にあたっては、保護者の同意が必要となります。

通級指導教室についての 問い合わせ先

宇部市教育委員会 教育支援課

電話：０８３６－３４－８６２５

FAX：０８３６－２２－６０７１

メール：g-anshin@city.ube.yamaguchi.jp

受付時間：平日８：３０～１７：１５

宇部市の通級指導教室

（中学校版）



宇部市教育委員会

令和４年度版

こんなこと気になりませんか？

- 落ち着きがなく、学習に集中しづらい
- 感情のコントロールが難しい
- 人とのコミュニケーションが苦手
- 学習の成果が出づらい
- 滑舌が悪く、話が伝わりにくい
- 身体の動きがぎこちなく、不器用など



通級指導教室とは？

お子さんの発達で、特に「気になること」があったとき、その「気になること」を単にお子さんの意欲だけで解決しようとする、お子さんにとって負担になってしまうことがあります。そういった「気になること」をお子さんがうまく乗り越えていけるようにサポートする教室が「通級指導教室」です。

通級指導教室で学んだことが、学校生活で、いかせるようにすることをめざします。

- 通常の学級に在籍する生徒が、週1, 2時間程度、教室とは別の場所で指導を受けます。
- 指導形態は1～数名の個別・小集団指導です。
- 「気になること」の改善や「苦手なこと」の克服をめざした指導（自立活動）を行います。教科の遅れを取り戻すための学習の場ではありません。
- お子さんの「気になること（主訴）」を改善・克服できたら、通級による指導を終了します。（次年度の継続の必要性については、毎年検討します。）

対象となる生徒

発音の困難（構音障害）や吃音がある	〈言語障害〉
人とかかわりが難しく、こだわりがある	〈自閉症〉
人前で話すことの困難さや集団での緊張などがある	〈情緒障害〉
拡大鏡を使っても文字や図形を見て取ることが難しい	〈弱視〉
補聴器をつけても会話の聞き取りが難しい	〈難聴〉
「読む」「聞く」「話す」「書く」「計算する」「推論する」の一部に困難さがある	〈学習障害〉
落ち着きがなく、集中することが難しい	〈注意欠陥多動性障害〉
歩行の困難さや手指が動かしにくい	〈肢体不自由〉
健康・体力の回復・向上を、医療機関との継続的連携により行う必要がある	〈病弱・身体虚弱〉

* 〈知的障害〉は対象となりません。

開始にあたって

- 通級指導教室について詳しく知りたいときは、在籍している学校の先生（担任や校内コーディネーター※1）もしくは教育委員会教育支援課にご相談ください。
- 通級指導教室で指導を受ける場合は、個別の教育支援計画※2を在籍校が中心となり作成します。また、指導内容の参考とするために発達検査を実施する場合があります。



宇部市の通級指導教室設置状況

（令和4年5月1日現在）

【自校通級】（通級指導教室設置校）

在籍している学校に通級指導教室があり、指導を受ける形態

＜小学校＞

- | | |
|----------|----------|
| ○ 東岐波小学校 | ○ 上宇部小学校 |
| ○ 岬小学校 | ○ 恩田小学校 |
| ○ 厚南小学校 | ○ 新川小学校 |
| ○ 藤山小学校 | ○ 西宇部小学校 |
| ○ 船木小学校 | ○ 西岐波小学校 |

＜中学校＞

- | | |
|---------|----------|
| ○ 常盤中学校 | ○ 東岐波中学校 |
| ○ 神原中学校 | ○ 上宇部中学校 |
| ○ 厚南中学校 | |

【訪問型通級】（通級指導教室設置校）

通級による指導担当教員が、学校を訪問し、指導を受ける形態

- | | |
|---------|----------|
| ○ 厚東小学校 | ○ 二俣瀬小学校 |
| ○ 吉部小学校 | ○ 万倉小学校 |
| ○ 楠中学校 | ○ 小野小学校 |
| | ○ 厚東川中学校 |



【他校通級】

在籍している学校に通級指導教室がないため、設置校に保護者が送迎し、指導を受ける形態

- 上記以外の小中学校に在籍している児童生徒

他校通級の場所（学校）は、教育委員会が選定します。

